

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2014年12月25日から2015年1月25日までに公布された主な環境法令	…4
	2014年12月25日から2015年1月25日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…4
	2014年12月25日から2015年1月25日までの主な行政情報	… 4
	2014年12月25日から2015年1月25日までの主な裁判情報	… 7
	2014年12月25日から2015年1月25日までの主なニュース	… 7

「環境法政策を読む」水銀廃棄物処理

中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会（第5回）

2013年10月に採択された水銀に関する水俣条約について、我が国を含む128か国が署名、10か国が締結している（2015年1月20日）。我が国も発効に向け、締結の作業を進めている。水俣条約は、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、締約国が適切な措置をとることを求めている。2014年3月に水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項については、水銀廃棄物適正処理検討専門委員会を設置し、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じて検討がなされてきた。

検討結果は、2月の中央環境審議会循環型社会部会に報告される。

□ 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（抜粋）

注：□は、委員から内容を明確にするため補足するべきとの意見が出され、了承された文言を挿入している。

■ 水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方について

1. 廃金属水銀等の処理（廃棄物処理法令の関係箇所）

(1) 特別管理産業廃棄物への指定（令第2条の4第5号関係）

その有害性に鑑み、廃金属水銀等を特別管理産業廃棄物に指定することが適当である。なお、特別管理産業廃棄物として指定する廃金属水銀等の具体的な要件は、排出の状況を踏まえて定めるものとする。

(2) 収集運搬方法（令第6条の5第1項第1号関係）

常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、特別管理産業廃棄物に係る収集運搬基準に加え、次の要件を追加することが適当である。廃水銀化合物については、これらの要件のうち、その物質の特性に応じて追加すべき要件を定めることが適当である。

- ・ 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・ 運搬容器は、密閉できること、収納しやすいこと及び損傷しにくいこと

「環境法政策を読む」 水銀廃棄物処理

(3) 保管方法（令第6条の5第1項第1号ニ、同項第2号チ、規則第8条の13第5号関係）

常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、特別管理産業廃棄物に係る保管基準に加え、次の要件を追加することが適当である。廃水銀化合物については、これらの要件のうち、その物質の特性に応じて追加すべき要件を定めることが適当である。

- ・容器に入れて密封すること
- ・その処理や保管の記録を容器に表示するとともに、長期的に保存すること
- ・高温にさらされないために必要な措置を講じること
- ・腐食の防止のために必要な措置を講じること

(4) 中間処理方法及び処分方法（令第6条の5第1項第2号及び第3号関係）

硫化処理のみの水銀処理物（精製＋硫化＋容器封入）又は中間処理（精製＋硫化＋固型化）後も判定基準を満たさない水銀処理物については、遮断型最終処分場にて処分することが適当であり、中間処理（精製＋硫化＋固型化）により判定基準に適合する水銀処理物については、要件に見合った管理型最終処分場にて処分できると考えられる。

2. 水銀汚染物の処理

水銀又は水銀化合物を一定程度含む水銀汚染物を「水銀含有産業廃棄物」として指定し、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすること、廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めるとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることにより、適切な処理を確保することが適当である。特定の施設から排出される高濃度の水銀汚染物については、水銀を回収してから処理すべきことを明示することが適当である。（令第6条第1項第2号及び第6条の5第1項第2号関係）

3. 水銀添加廃製品の処理

(1) 一般廃棄物の水銀添加廃製品

環境上より適正な管理を確保するため、水銀含有製品の一覧の明示等の普及啓発を行ったうえで、現行の全都清ルート等の既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収を促すとともに、廃棄物焼却施設に投入される水銀量を削減することで大気排出を抑制するためにも、先進都市の事例の紹介等により、市町村等による分別収集の徹底・拡大や〔、〕関係機関の協力を得た回収スキームを検討することが適当である。

(2) 産業廃棄物の水銀添加廃製品

計測機器、照明機器、ボタン型電池等、一定程度以上の水銀又は水銀化合物を含む廃製品については、水銀汚染物と同様に「水銀含有産業廃棄物」として指定し、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすることや、廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めるとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることにより、適切な処理を確保することが適当である。

また、水銀を使用している製品であることを使用者が認識し、適切な排出を促すためには、製品に関する情報提供を促進するための措置が必要である。

「環境法政策を読む」 水銀廃棄物処理

管理型処分場に直接埋立された場合についても、排水基準等により適正に管理がなされるが、処分場への水銀による負荷の低減を図る観点から、〔搬入前に〕水銀を回収してから処分するか、又は〔搬入後に〕不溶化等の処理を行うことが望ましい。埋立処分に当たっては、水銀が付着したガラスくずや金属くず等が安定型処分場に処分されることのないよう、こうした廃棄物の安定型処分場への埋立禁止の明確化が適当である（令第6条第1項第3号イ関係）。

■今後の課題

水銀の安定化技術は国内外における研究開発が継続している状況であり、また、水銀処理物の長期安定性についても、近年の精力的な調査研究により一定の見通しが得られつつあるものの、さらに継続した調査研究や検証が必要な状況にある。

また、金属水銀を廃棄物として処理する場合の手法として、現時点で一定の見通しが得られている安定化技術と処分技術を念頭に整理したが、未だ実績のない新しい処理・処分方法であることを踏まえ、その適用に向けては継続的検討が必要であることを強調しておきたい。

今後、水銀の使用状況等の動向に注視するとともに、廃金属水銀等の長期的な管理を徹底するため、さらに継続的な調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう、今後とも検討を深めることを期待するものである。

■事業者における留意点

水銀に関する水俣条約の速やかな締結に向け、水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、2014年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」の検討が諮問され、関連の3部会に付議された。水銀廃棄物対策については、循環型社会部会に水銀廃棄物適正処理検討専門委員会が設置された。

我が国では、水銀を含むばいじん、汚泥等は、「廃棄物処理法」に従い処理されているが、金属水銀は有価物として取り扱われているため、これまで廃棄物処理法の適用を想定してこなかった。水俣条約の発効後も条約上認められた用途のための利用は継続することが想定されるが、一方で、条約により水銀の使用用途が制限されることになるため、中長期的には金属水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることも想定される。金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法等を検討し、廃金属水銀等を特別管理産業廃棄物に指定する等の案がまとめられた。廃金属水銀の安定化技術と処分技術は、新しい処理・処分方法であり、その適用に向けては継続的検討が必要であることが確認されている。事業者は、今後の実績、それらに続く議論の方向を注視していく必要がある。